



令和 6 年 6 月 11 日

三豊市議会議長 丸戸 研二 様

議会活性化特別委員長 込山 文吉

委 員 会 調 査 報 告 書

本委員会に付託された事件について、調査の結果を下記のとおり、三豊市議会会議規則第 110 条の規定に基づき報告します。

記

1 調査事件

視察先	調査事項
徳島県三好市議会	通年議会について

2 研修者

委員長	込山 文吉				
副委員長	石井 勢三				
委員	金子 辰男	浜口 恭行	三木 秀樹	瀧本 哲史	
	城中 利文	川北 善伴	三谷 正史	田中 達也	
					(10 名)
議長	丸戸 研二				
事務局長	西川 昌幸				
書記	松岡 大輔				

3 欠席者

なし

4 調査の経過及び概要（別紙 1）

5 委員所感（別紙 2）

徳島県三好市議会

(1) 日 時 令和 6 年 4 月 12 日（金）午前 10 時 17 分～午前 11 時 30 分

(2) 調査案件 『通年について』

(3) 対 応 者 ・ 三好市議会議長 西内 浩真 氏
 ・ 三好市議会事務局次長 水原ひとみ 氏
 ・ 三好市議会事務局主任主査 福原 聡 氏

(4) 調査の経過

三好市議会委員会室において、西内議長及び込山委員長のあいさつの後、議会事務局より調査案件について説明を受けた。その後、質疑応答を行い、最後に石井副委員長がお礼のあいさつを行った。

(5) 調査結果

三好市議会では、平成 25 年 7 月の市長選挙後の 9 月定例会最終日に議員提案として通年議会導入に関する条例・規則の改正を行い、同年 11 月 1 日から施行されている。通年議会に係る詳細な事項については、検討委員会を立ち上げ、一事不再議の取り扱い、発言取消しの期間、継続審査の手続き等について検討を行っている。

視察研修では、導入に向けた例規の改正及び導入のメリットとデメリットについて資料を基に説明を受けた。また、事前に提出した質問事項の回答や質疑応答では、主に通年議会導入後の議会運営に関する内容について説明を受けた。

三好市議会では、地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の規定による通年議会を導入している。条例の改正により、会期は 11 月 28 日からとし、定例日を年 4 回定めている。導入後は、市長専決事項は減少したが、先議が増加したとのことである。市長選後の急な動きの中で導入したこともあって、実際は、従来の定例会制と同様の運用を行っており、委員会等は定例会期中のみ開催されていることから、議会運営の観点からは従来からの変化はないとのことであった。



▲視察研修の様子

議会活性化特別委員会 行政視察研修 所感

	委員名	込山 文吉
--	-----	-------

1 研修日程
令和6年4月12日(金)

2 研修先
徳島県三好市議会

3 研修目的
通年議会について

4 研修所感
「通年議会」と「通年会期制」どちらも会期を通年とする意味は同じ
平成24年法整備
地方自治法第102条第2項
「定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。」
条例で定める定例会の回数を年1回とし、会期を1年とする「通年議会」
↓平成24年法整備により「通年会期制」
地方自治法第102条の2第1項
「普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。」

『定例会開会日』
三好市議会では、定例会を2月25日・6月1日、9月1日、12月1日とし、休日にあたる場合は、その日後最も近い日を定例日としている。

『一事不再議』
会議規則を変更して、「第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。」に「ただし、事情の変更があったときは、このかぎりでない。」を追加している。

『発言の取り消し又は訂正』
「会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。」
↓

「発言があった日から7日以内に、」に変更。

「前項の期間内に会期が終了することになった場合にあっては、当該発言があった日から会期が終了するまでの日とする。」を追加している。

『閉会中の継続審査』

「第110条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、

↓

「委員会は、次の会期においても、」に変更

通年会期制のメリットとデメリット

「メリット」

専決処分が少なくなる。

常任委員会・特別委員会の活動を活発化することができる。

「デメリット」

拘束時間の増・事務局の負担増

三好市議会

大きなデメリットは感じない。

いくつかの、条例制定、条例変更は必要であるが、大きな困難はなく「通年会期制」の導入は可能と感じる。

心配していた、議員の拘束時間も現状と大きな差異は感じられない。

一方、「通年会期制」導入のメリットも、今回の研修では説得力に欠ける。

※メリットとされる委員会活動の活発化も現状より増やすことが、議事録等の問題から手一杯であると思えることから、考察の余地がある。

もう少し、導入している他市も研究する必要性を感じた。

議会活性化特別委員会 行政視察研修 所感

	委員名	石井 勢三
1	研修日程	令和6年4月12日(金)
2	研修先	徳島県三好市議会
3	研修目的	通年議会について
4	研修所感	徳島県三好市は、平成18年3月1日、6町村合併により誕生した。三豊市の南、四国のほぼ中央に位置し、古くからこの地域は交通の要衝として、また、県西部の社会、経済、文化、観光の中心として発展してきた。 三好市は、人口は、22,633人（令和6年4月現在）、面積は721.42km²、市の90%近くが山地によって構成され、中央部を吉野川が横切っている。大歩危峡や黒沢湿原、紅葉の名所・竜ヶ岳、四国第二の高峰・剣山といった豊かな自然や、四国霊場第66番札所・雲辺寺、平家落人伝説の残る祖谷のかずら橋など、歴史的文化遺産などがある。 三好市は、通年議会を行っている。わが三豊市議会でも、通年議会の必要性を議論しているだけに近隣で、先進的に導入していることに非常に興味を持った。 通年会期制のメリットとデメリット メリット ・市長の179条専決処分が少なくなるため、議会の監視機能が高まる。 ・常任・特別委員会の活動を活発化する事が可能 デメリット ・本会議、委員会の開催増による経費の増加 ・執行部の拘束時間の増。事務局の負担増 ・定例会議の開会日（定例日）が限定され自由度がない 三好市議会としては、これまでと比べて、大きく変わったところはないとの説明を受けた。通年議会の導入は、専決処分が少なくなり、臨時議会がなくなるという点はメリットとしては良いと思われるが、議員の縛り行動に制限が入るのではと思われる。導入するとしたら、ルール作りが課題となる。まだまだ研究の余地はあるものと感じた。

議会活性化特別委員会 行政視察研修 所感

	委員名	金子 辰男
1	研修日程	令和 6 年 4 月 12 日(金)
2	研修先	徳島県三好市議会
3	研修目的	通年議会について
4	研修所感	「通年議会」と「通年会期制」の違いについて 定例会 「通年議会」の回数は 1 回とする。「通年会期制」は条例で定めるところにより、定例会及び、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。 三好市議会の通年会期制導入までの流れ 平成 25 年に市長選があり 3 人立候補。その時の一部議員らが調査研究を実施。メリット、デメリットを挙げればどちらがいいのか、わからない。 三豊市議会には不必要である。

議会活性化特別委員会 行政視察研修 所感

	委員名 浜口 恭行
1 研修日程 令和6年4月12日(金) 2 研修先 徳島県三好市議会 3 研修目的 通年議会について 4 研修所感 通年議会については、三好市では「従来の会期」と「三好市通年会期」とでは、あまり変更点がない事を学んだ。 もちろん導入の経緯はあるが、通年会期制のメリットデメリットを学び、 メリット ・市長の179条専決処分が少なくなるため、議会の監視機能が高まる。 ・常任・特別委員会の活動を活発化する事も可能。 デメリット ・一般的に挙げられるもの - 本会議、委員会の開催増による経費の増加 - 執行部の拘束時間の増、事務局の負担増 ・三好市議会 - 定例会議の開会日(定例日)が限定され自由度がない⇒定例日変更した大きなデメリットは感じない という事は、導入しても大きなメリットがないという事が理解できたと考え る。 通年制議会については、本市での議員セミナー等で、自治体議会研究所代表の高沖秀宜先生(元三重県議会事務局次長)も講義をしていただいたが、 ・通年制議会を導入したことによって、議会力はアップしたか？が焦点となる。 通年議会は、執行部や「与党」に対して、監視機能を発揮しようとする議会内勢力にとっては非常に効果がある。逆に言えば、執行部や馴れ合いの「与党」にとっては非常に困る。(金井利之「自治体議会の取説明書」) また通年議会で何が変わるか？ (1)議会活動のパワーアップとスピードアップ？	

(2)議会と執行部との間に緊張感がでる？

大地震や水害時には本会議をすぐに召集でき、災害対応が可能ではあるとの講義を以前、高沖先生から伺った事がある事も理解はできるが、そこまで対応するメリットや、また議員のスキルも問題となるであろうし、全国で導入が進んでいない点を考えれば、本市での導入は時期尚早ではないか？

また最後には「専業議員」「兼業議員」との兼ね合いや状況、報酬などクリアしなければいけない問題点も多いと思う。本市では委員会も特別委員会も月一開催で活発な議論もあり、導入メリットはないように感じた。

議会活性化特別委員会 行政視察研修 所感

	委員名	三木 秀樹
1	研修日程	令和 6 年 4 月 12 日(金)
2	研修先	徳島県三好市議会
3	研修目的	通年議会について
4	研修所感	三好市議会の「通年議会」発足の経過 1, 平成 25 年 7 月の市長選挙 黒川新市長、次点と「296」票差で初当選 ※この票差は私(三木)の調査による。 2, 惜敗した自民党支援候補陣営であった市議会の多数を占める保守派は、 <u>新市長への「専決処分」判断に規制をかけるため</u>、保守派の一部が研修で 知りえた「通年会期制」を短期間に導入する事をはかった。 3, 平成 25 年 9 月議会の最終日・・・議員提案として下記の条例の改廃を実施 ① 三好市議会の会期等に関する条例の制定について 附則で同市議会の定例会の回数を定める条例の廃止 ② 以下「従来の会期」を「通年会期」導入に向けた条例、規則等を提出 ③ 市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例について すべて可決される。 4, 平成 25 年 11 月 1 日 通年会期制に係る条例・規則の施行 5, 25 年 11 月 20 日 市議会運営「一事不再議に関しての」申し合わせ事項改訂 三好市議会の研修、質疑で「明らかに」なった事象について 1) 通年会期制を根拠法令（自地方自治法 102 条の 2 第 1 項）に基づいて 現在も続いているが、会期制の変更の動機が「市長選挙における怨念」 だけに、導入前と、導入後の「変化を」聞くと、<u>従来を踏襲して変化は</u> <u>なし。</u> 2) 住民、市民は「通年会期制」へ「<u>変更があったと思っていない</u>」。 3) 専決処分の「目的物の価格 1 件 500 万円以下」を 1 件「150 万円以下」

に変更する条例改正を行ったのは、この通年会期制の「本丸らしい」改正だと認識した。

結論

- あ) 何故、三好市議会の「通年会期制」を学ぼうとしたのか。選ぶ前に事前調査を行ったのか。短期間に通年議会が「実施」できたのかを学びに行くな
ら、その背景を調べるべきではないか。
- い) 議会活性化会議を「暇つぶし」の様に利用しないでほしい。市民が「変更
を」知らない（議会事務局曰く）議会に何を学ぶのか。

議会活性化特別委員会 行政視察研修 所感

	委員名	瀧本 哲史
--	-----	-------

1 研修日程
令和6年4月12日(金)

2 研修先
徳島県三好市議会

3 研修目的
通年議会について

4 研修所感
 通年議会と通年会期制がある
 市長が従来招集をしていたが、定例議会は議長が開催案内する
 会期は、自動継続(任期中)
 請願は、違う会議の期間なら提出できる(一事不再議に該当しない)
 市長の専決処分の範囲を狭くした

質問
 導入の背景を詳しく聞きたい
 特に従来のなにを問題視したのか
 ↓
 当時の市長選挙が、その後の議会に影響しているようだ

導入後、議員の活動に対する変化
 ↓
 従来のやり方を踏襲している為、特に変化無し

所感
 一般的にいう、通年制のデメリットがなくメリットだけがあるように感じる。
 例えば現在兼業の議員が多い為、物理的な拘束が掛かりそうだが、頻繁に臨時議会があるわけではないので、実際は、本当に必要な時間に限られる。
 大きい変化を実質は行っていない為、影響も少ない。

当時当選した市長の権限を狭めたかったが、理解を得る手続きが不足していた為、変えたが実態は変わっていないという風に、推測できる。機能を活かしきれていない様子。

他の通年議会をもっと見てみないと、導入の可否が判断できない。

議会活性化特別委員会 行政視察研修 所感

	委員名	城中 利文
1	研修日程 令和6年4月12日(金)	
2	研修先 徳島県三好市議会	
3	研修目的 通年議会について	
4	研修所感 三好市議会では、平成25年9月定例会において、議員提案により通年議会に関する条例・規則の改正が行われている。 三好市議会が導入した通年議会では、閉会中がなく、年4回の定例会議以外は休会中としている。そのため、一事不再議の回避は申し合わせ事項としており、会議規則の改正により、発言の取消し期間(7日以内)の設定、及び継続審査の手続きなどを定めているところは、通年議会の導入に際して参考になり得る。 また、条例改正により、市長の専決処分を狭くしている。通年議会にすることで専決処分件数の減少は考えられるが、さらに範囲を絞ることで、議会の監視機能の強化を図ったものと思われる。しかし、執行部にとってはデメリットであるとの説明であった。 三好市議会では、通年議会を導入しているにもかかわらず、委員会の開催は定例会議中のみであることから、導入前の定例会制の運営方法を引き継いでいるようである。もう少し通年議会のメリットを活用した運営が可能であると思われる。 本市議会への導入にあたっては、市民のためになるようにしなければならない。	

議会活性化特別委員会 行政視察研修 所感

	委員名	川北 善伴
1	研修日程 令和6年4月12日(金)	
2	研修先 徳島県三好市議会	
3	研修目的 通年議会について	
4	研修所感 通年議会とは、地方自治法 102 条の 2 第 1 項により「普通地方公共団体の議会は前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる」となっている。 三好市議会では、平成 25 年 9 月定例会において、議員提案により通年議会に関係する条例・規則の改正が行われている。 また、条例改正により市の専決処分の範囲を狭くしているとなっているとしている。平成 24 年(1 年間)は 12 件、平成 25 年 11 月から令和 6 年 3 月(10 年 5 ヶ月)で 2 件となっているが、これは通年議会になったからだけではなく、目的物の価格が 1 件 500 万以下から 1 件 150 万になったことも関係しているのではないかと。 以上の事から三好市における通年議会は、議会の監視機能の強化は図られたと思われるが、執行部にとってはデメリットであると思われる。 通年議会については、まだまだ研修が必要である。	

議会活性化特別委員会 行政視察研修 所感

	委員名	三谷 正史
1	研修日程	令和6年4月12日(金)
2	研修先	徳島県三好市議会
3	研修目的	通年議会について
4	研修所感	三好市議会西内議長の挨拶に続き、担当課より三好市の通年議会の現状について説明を受けた後、質疑応答を行いました。 三好市は平成25年11月に通年会期制に係る条例・規則の施行を行うが、現実には通年議会制導入前の会期に沿った議会運営になっているとのことでした。 一般的な通年会期制のメリット、デメリットの説明もあったが、三好市議会の場合、選挙がらみ、政治的な駆け引きの中で通年議会を採用したが、運用においては、現実的ではなかったようである。 三好市議会の資料による一般的メリットは市長の専決処分が少なくなり、議会の監視機能が高まる。常任・特別委員会の活動が活発化する。デメリットとしては、本会議・委員会の開催増による経費の増加。執行部の拘束時間の増、事務局の負担増等を挙げていました。 通年議会を採用するかどうかは、政争の具としてではなく、現実問題として、地方議員の成り手不足、市職員の負担、市の財政状況等、論点整理を行う検討委員会を立ち上げ、議論を深めることから始めることが必要ではないかと思います。

議会活性化特別委員会 行政視察研修 所感

	委員名 田中 達也
1 研修日程 令和6年4月12日(金) 2 研修先 徳島県三好市議会 3 研修目的 通年議会について 4 研修所感 三好市議会から、通年会期制について説明を受けた。 通常の会期制であれば、閉会中の委員会の開催について制約を受けるが、通年会期制における「休会中」は制約を受けないのかと問うたところ、受けないとの答えであった。 このことから、三豊市議会の現状、閉会中に委員会を開催する際には、閉会中の継続審査を申し出た「所管事務調査案件」のみを取り扱うことができ、それ以外の項目については「委員会調査会」で報告を受けるという歪な運用をする必要がなくなるということに期待が持てる。 三好市議会では、定例会期間中以外の委員会開催を行っていないとのこと、メリットを活用した実感については、残念ながら得ることができなかった。 以上のことから、委員会の開催が閉会中の制約を受けなくなることについて、導入の意義を感じるため、前向きに検討を進めるべきと考える。	